

人権を尊重し差別のない明るい高森町を築く条例

平成12年12月21日

条例第36号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民の基本的人権の享有及び法の下での平等を保障する日本国憲法の理念並びに「人権尊重の町」宣言（平成7年6月23日高森町議会議決）の精神を尊重し、人権意識の高揚を図り、あらゆる差別のない明るい高森町を築くことを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、お互いに基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めなければならない。

(教育及び啓発活動の充実)

第4条 町は、国、県及び関係団体と連携し、町民の人権意識の高揚を図るための教育及び啓発活動を積極的に推進し、人権擁護の社会的環境を促進するものとする。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年1月1日から施行する。